

章 普及にあたっての課題と支援策の検討

本章では、既往文献と今回実施した二地域居住に関わるニーズの把握、各種事例調査、および専門家ヒアリング（付属資料参照）の成果等を基に、二地域居住に関わる活動希望者側と受け入れ側の考え方や実態の相違等を課題として整理し、それを踏まえて二地域居住の促進に向けた効果的な支援策を検討する。

1．二地域居住への希望と期待（効果）

(1) 都市住民の希望

- ・都市住民が二地域居住として展開する可能性のある活動については、章の表 -3-2 で整理し、章において、都市側のニーズとしてアンケート調査を基に、具体的な希望に関するとりまとめをおこなったが、その活動の可能性は多岐に及び二地域居住実施への希望は比較的大きいと考えられる。
- ・しかし、後述する「二地域居住の課題」においても記述するように、休暇の消化率の低さや高速道路や鉄道等の移動費用や現地での滞在費用等々の制約条件から、二地域居住の実績拡大は、都市住民の要請に沿った形で着実に増加しているとは必ずしも言い難い状況にある。

(2) 地方からの期待

- ・多自然居住地域が都市住民に対して期待する二地域居住の効果は、表 -1-1 のように大別して5つのタイプの効果があると言われている。
- ・章でも若干触れたが、この内「経済効果」に関しては、多自然地域居住を推進する上で重要な要素ではあるが、経済効果のみを求めるのであれば、“都市・地方連携”と言う手段を用いるよりも工業誘致や観光振興方策など、より経済効果を期出来る直接的な産業振興策を検討すべきであると言える。
- ・したがって、二地域居住を前提とした“都市・地方連携”事業においては、「経済効果」に加えて都市と地方との交流によって生じる可能性のある「社会効果、教育効果、心理効果、その他の効果」等を適切に導き出す施策の展開が求められる。

表 -1-1 多自然居住地域における定住（二地域居住）推進に期待される効果（意義）

効果の種類	具体的な効果例
1. 経済的效果	・ 空き地、空き家等の有効活用 ・ 固定資産税の増加 ・ 地域内消費の増加 ・ インフラ整備の促進 ・ 消費の拡大に伴う雇用の発生の可能性 ・ 農産物等の新たな販路の可能性
2. 社会的効果	・ 滞在人口の増加がもたらす活気 ・ 地域環境の再確認（都市住民の評価によって認識する） ・ 交流活動がもたらす生き甲斐（高齢者等） ・ 都市への情報発信（地域のイメージアップ、観光客の誘致等） ・ 都市住民の多様なニーズの把握 ・ 地域文化の継承 ・ 国土の保全（美しい田園景観、魅力ある田舎の創出）
3. 教育的効果	・ 都市住民からの刺激による啓発 ・ 地域文化の継承
4. 心理的效果	・ 都市住民への農林漁業や地方での生活への理解の普及 ・ 異なった意識、価値観を有する者との付き合いによる住民意識の刺激、活性化
5. その他の効果	・ 人脈の拡大 ・ 文化交流の活発化

資料：交流居住の時代～都市と田舎の新しいライフスタイルのすすめ～過疎地域における交流居住の促進方策に関する調査研究、平成16年3月、総務省自治行政局過疎対策室を基に作成

2 . 二地域居住の課題

(1) 課題の構造

- ・ 上記の都市住民側からの二地域居住希望と、多自然地域からの二地域居住への期待に加え、有識者の意見等も加えて二地域居住の課題を整理すると以下ようになる。
- ・ 二地域居住の課題は構造的に以下の2つのタイプに分類される。

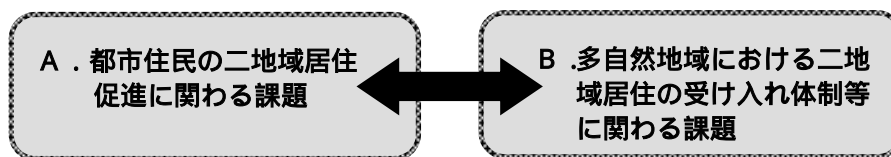
A . 都市住民のライフスタイル等に関わる課題

セカンドハウス取得への希望、中長期滞在のための余暇取得、反復利用のための交通費、文化教養志向・健康志向・自然志向等の成熟度等

B . 多自然地域における受け入れ体制等に関わる課題

体験施設、宿泊施設等の箱もの施設の有無と施設水準、指導者、ガイド等の人材の有無とサービス水準、医療・福祉・教育等の公共サービスの水準等

図 -2-1 二地域居住の普及にあたっての課題の構造



(2) 課題の整理

- ・ 二地域居住の普及に関わる課題を上記の2つの構造に沿って整理すると以下ようになる。

A . 都市住民の二地域居住促進に関わる課題

■ 時間的な制約に関わる課題

1) 長期休暇の取得

- ・ 長期滞在を促進するためには、学校や職場等における長期休暇を取得しやすくする社会体制（慣習化）が必要となる。

2) アクセス条件の向上

- ・ 反復利用を促進させるためには、移動時間の軽減化を図るため、高速交通網等から列車、バス等の地方交通への乗り継ぎの効率化による到達性の向上も重要な課題となる。

■ 経済的な負担に関わる課題

3) 移動費用の軽減等

- ・ 反復利用においては、高速道路や高速鉄道等の交通費用負担の増大が制約条件となりや

すくその対応策が求められる。

- ・また、往復移動に伴う長距離運転や高速運転、混雑した電車の利用等は肉体的に大きな負担となるため、反復利用の制約条件となる可能性も高い。

4) 滞在費用の軽減

- ・多自然地域に一定期間滞在して反復滞在するためには、自炊機能を持つ宿泊施設や低廉な食事付きの宿泊施設が必要とされる。
- ・また、多自然地域において一定の収入を得ることによって、滞在費用等を賄うことの出来る仕組みづくり等も課題となる。

■ 動機付けと訪問意欲の喚起に関わる課題

5) 動機付けとなる情報の入手

- ・限られた休暇時間を用いて、二地域居住に取り組んでみたいと思わせるだけの動機付けとなる、魅力ある活動内容や受け入れ体制、交通手段、宿泊条件等の基本情報の提供が期待される。

6) 安心感の享受

- ・二地域居住に関する、不安感を払拭させることのできる、信頼できる評価情報の提供や、問い合わせに対する親切的対応、適切な情報提供等が求められる。

7) 受け皿組織の整備

- ・二地域居住への取り組みの負担感を軽減させるためには、例えば観光協会のように、さまざまな情報の提供や、受け入れ施設との仲介等を一括してこなすことの出来る公的な組織の整備も課題となる。

B. 多自然地域における二地域居住の受け入れ体制等に関わる課題

■ 事業化の方策に関わる課題

1) 地域特性を活かした二地域居住受け入れのための事業計画が不確定

- ・滞在基盤整備や自然環境の保護活用、体験メニュー等を含めて、交流促進を視野においた総合的な地域活性化プランを検討していく必要がある。
- ・交流の効果が地域全体に波及するよう、住民や地域産業等との交流連携に配慮する必要がある。

2) 都市住民のニーズの把握

- ・地域の特性と都市住民のニーズを踏まえた滞在プログラム等の情報発信が必要となる。
- ・都市住民のニーズ（マーケットニーズ）に関する情報は、表層的かつ断片的なものが多

く、事業計画を策定する上では、地方ニーズに対する掘り下げた情報把握が必要。

3) 地元の理解促進と受け入れニーズの把握

- ・地域活性化に関わる二地域居住への取り組み事業について、地域全体の理解の獲得と協力体制の確立に向けて、広報活動を展開する必要がある。
- ・観光客誘致とは異なり、二地域居住の受け入れニーズは小規模な場合が多いため、地元のニーズを見いだし、事業化に結びつけることは容易ではない場合が多い。

4) 都市側の組織の受け入れ

- ・地元が主体性を保ちつつ、多自然地域を志向する都市の組織（自治体、自然環境学習組織、アウトドア組織等）を適宜選別して受け入れ、コーディネーターとして機能させることも効果的であり、考慮すべき課題となる。

■誘致促方策に関わる課題

5) 誘致ターゲットの設定

- ・アクセス性を考慮した市場を把握する必要がある。（反復滞在は近郊、長期滞在は広域）
- ・必ずしも地元の意図した年代の人が訪れるとは限らない。

6) 広報宣伝手法

- ・多額の宣伝費用の負担は難しい。
- ・受け入れ容量が限られる場合は、広報宣伝のやりすぎも問題になる。

■施設や人材に関わる課題

7) 人材育成

- ・体験交流プログラムの展開にあたっては、人材の確保・育成を進める必要がある。
- ・体験交流促進のために、地域資源に精通したリーダーとなるべき人材を育成し、増やすことができれば、受け入れ者数も拡大しやすくなる。

8) 伝統文化の消滅

- ・受け入れ人材の高齢化や、若い世代に都市的なライフスタイルが広がる中で、地元の伝統文化や減少技術が継承されずに消滅する可能性がある。

9) 受け入れ施設

- ・二地域居住の目的に沿った体験学習施設等の整備が必要とされる場合がある。
- ・長期・反復滞在が可能な低廉な宿泊施設を確保する必要がある。

3. 二地域居住推進への支援策の検討

前項の課題整理を踏まえ、二地域居住に関わる支援方策を整理する。

- ・この場合、これらの支援方策に関しては、大別して以下のようなタイプがある。

(1) 国レベルで検討すべき「社会政策に関わる支援策」

(2) 国・県・市町村・企業・NPO・個人等の「官民が実施する支援策」

- ・さらに(2)は、以下の二つに区分される。

(2)-1 二地域居住事業を軌道に乗せるための「一時的な支援策」

(2)-2 二地域居住事業を発展させていくための「継続的な支援策」

- ・この内(1)の「社会政策に関わる支援策」には、以下の3項目があり、具体的な取り組み施策としては、()内に示すものが考えられる。

「社会政策に関わる支援策」

● 長期休暇の取得条件の整備

勤労世代の有給休暇取得をより容易にするよう、社会への働きかけを強める

(省庁連携による政策提言等)

夏休みなどの学校休暇日数を欧米並みに拡大するよう、社会への働きかけを強める

(省庁連携による政策提言等)

● 滞在費用の軽減

セカンドハウスに対する税制優遇処置等の継続実施

(不動産取得税、固定資産税等)

- ・以下においては、(2)の国・県・市町村・企業・NPO・個人等の「官民による実施が検討されるべき支援策」について、前項で整理した「二地域居住の課題」同様に“都市住民側”と“多自然地域側”に分けて整理する。

(1) 都市住民側への支援策

・二地域居住に関わる都市住民への支援策としては、以下のようなものがある。

支 援 項 目	支 援 策 (取 り 組 み 施 策 例)	一 時 支 援	継 続 支 援
< 時間的な制約の除去、緩和に対する支援策 >			
1) アクセス条件の向上	反復利用を容易にするための、高速交通網と地方交通の乗り継ぎ効率の改善など、到達条件をより一層向上させるための配慮 (公共交通機関への働きかけ等)		○
< 経済的な負担の軽減に関する支援策 >			
2) 移動費用の軽減等	高速道路、高速鉄道、高速バス等の、定期的な利用に対する負担軽減策の一層の充実 (社会実験的な取り組み、関係機関への働きかけ等)	○	
	反復利用が集中する地域への、都市からの直通バス乗り入れへの支援 (関連自治体による支援等)		○
3) 滞在費用の軽減	低廉な宿泊施設の整備・充実 (公的な宿泊施設整備や民宿等への広報支援等)	○	
	自炊を前提とした中長期滞在向け施設の整備 (コンドミニアムや貸別荘の普及に向けた情報支援等)	○	
< 動機付けと心理的な負担の軽減 >			
4) 動機付け情報の提供	二地域居住地域の魅力要素や受け入れ体制、ライフスタイル、交通手段等に関する、動機付けとなるような情報の提供 (国交省UJイターン支援サイトの掲載内容の拡大、地方サイトとのリンク、マスコミを用いた広報宣伝の実施等)	○	
5) 安心感の提供	二地域居住地域に関する、信頼できる第3者による評価情報の提供 (国交省UJイターン支援サイトの掲載内容の拡大、マスコミの活用等)		○
6) 受け皿組織の整備	総合受け入れ組織整備への情報提供や資金的な支援 (組織整備のためのガイドラインの作成、施設整備のための補助金等)	○	

(2) 受け入れ地域への支援策

・二地域居住を受け入れる多自然地域への支援策としては、以下のようなものがある。

支 援 項 目	支 援 策（取り組み施策例）	一時支援	継続支援
< 事業化の方策に関わる支援 >			
1) 事業計画の策定	二地域居住事業を含めた、さまざまな波及効果を得ることの出来るマスタープラン策定への支援 (マスタープラン作成費用の補助、アドバイザー派遣等)	○	
2) 都市住民の志向の把握	都市住民の、二地域居住に関する現状の要求や将来見据えた展望等、有効性の高いマーケット情報の提供支援 (国勢調査等における余暇実績やニーズの把握、都市住民への継続的なアンケート調査、専門家や現場関係者に対する将来予測調査等)		○
3) 地元の理解促進と受け入れニーズの把握	二地域居住の意義や受け入れ体制整備への、地元住民の理解獲得に向けた広報支援 (市町村民向けの、二地域居住の意義や効果、推進方策等に関する広報資料の作成と配布等)	○	
	半定住受け入れの地元ニーズの把握や、それを事業化に結びつけていくためのノウハウ等の提供支援 (市町村民向けの、二地域居住の可能性の把握や人材の発掘、体制作り、広報等に関するガイドブック等の作成配布、事業化セミナー等の実施)	○	
	二地域居住の推進に関わる社会実験、モニターツアー、予備活動等への支援 (国・県等による補助金)	○	
4) 受け入れ体制の整備	都市出身者等による誘致受け入れのための中間組織の発掘、誘致への支援 (国交省UJIターン支援サイトによる発掘と広報、進出費用の貸し出支援等)	○	
< 誘致促進方策に関わる支援 >			
5) 誘致ターゲットの設定	と関連した、二地域居住の事業タイプに対応した誘致条件や誘致可能な世代等に関するマーケット情報の提供支援 (各地の二地域居住に関する、経年的なマーケティングデータの収集分析と情報発信)		○
6) 広報宣伝の手法	ターゲット毎の、さまざまな広報宣伝手法に関する情報提供 (広報宣伝マニュアルの作成と配布又はネット掲載)	○	
	二地域居住に関する、ホームページへの効果的な情報掲載による広報支援 (国交省UJIターン支援サイトの掲載内容の拡大、都道府県の関連サイトへのリンク等)		○

支 援 項 目	支 援 策（取り組み施策例）	一 時 支 援	継 続 支 援
< 施設や人材に関わる支援 >			
7) 人材の育成	さまざまな二地域居住ニーズに対応した、多様な指導者の育成への支援 （伝統工芸技術教育、自然環境教育、青少年の集団教育、農林漁業、アウトドアスポーツ等の専門的な指導者育成に対する財政支援等 ... ）		○
	地元住民に対する勉強会の開催や交流事業への参加促進 （専門家派遣、ガイドブックの作成配布等）		○
8) 受け入れ施設の整備	体験学習施設等の整備支援 （既存施設の改修費用の補助、機材購入費用の補助等）	○	
	宿泊滞在施設整備の支援 （都市住民への支援と同様）	○	